

改 正 後

特定再開発建築物等
倉庫用建築物等の割増償却に関する明細書

(平成 年分)

氏 名 _____

建築物等の所在地	①			
構造	②			
細目	③			
取得(建設)年月日	④	・	・	・
事業の用に供した日	⑤	・	・	・
建築物等の取得(建設)価額	⑥	円	円	円
償 却 費 の 計 算	事業の用に供している部分の取得(建設)価額	⑦		
	償却の基礎となる金額	⑧		
	償却方法	⑨		
	耐用年数	⑩	年	年
	償却率	⑪		
	その年に事業の用に供した月数	⑫	月	月
	普通償却費の額(⑧×⑪×⑫÷12)	⑬	円	円
	割増償却対象月数	⑭	月	月
	割増償却期間分の普通償却費の額 (⑬×⑭÷12)	⑮	円	円
	割増償却率	⑯	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$
割増償却可能額(⑮×⑯)	⑰	円	円	
前年から繰り越された割増償却可能額 (前年分の⑰)	⑱			
本年分償却可能額 (⑱-⑮+⑰+⑯)	⑲			
本年必要経費に算入した償却費	⑳			
翌年に繰り越した割増償却可能額	㉑			
未償却残高	㉒			

改 正 前

特定再開発建築物
施設建築物の割増償却に関する明細書
特定備蓄施設等

(平成 年分)

氏 名 _____

建築物等の所在地	①			
構造	②			
細目	③			
取得(建設)年月日	④	・	・	・
事業の用に供した日	⑤	・	・	・
建築物等の取得(建設)価額	⑥	円	円	円
償 却 費 の 計 算	事業の用に供している部分の取得(建設)価額	⑦		
	償却の基礎となる金額	⑧		
	償却方法	⑨		
	耐用年数	⑩	年	年
	償却率	⑪		
	その年に事業の用に供した月数	⑫	月	月
	普通償却費の額(⑧×⑪×⑫÷12)	⑬	円	円
	割増償却対象月数	⑭	月	月
	割増償却期間分の普通償却費の額 (⑬×⑭÷12)	⑮	円	円
	割増償却率	⑯	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$
割増償却可能額(⑮×⑯)	⑰	円	円	
前年から繰り越された割増償却可能額 (前年分の⑰)	⑱			
本年分償却可能額 (⑱-⑮+⑰+⑯)	⑲			
本年必要経費に算入した償却費	⑳			
翌年に繰り越した割増償却可能額	㉑			
未償却残高	㉒			

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">特定再開発建築物等 倉庫用建物等の割増償却に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第14条の2に規定する特定再開発建築物等の割増償却、平成13年改正前の同法（以下「旧措法」といいます。）第14条第2項に規定する特定再開発建築物等の割増償却及び同法第15条に規定する倉庫用建物等の割増償却の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、これらの割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、租税特別措置法第14条の2の規定の適用を受ける場合には、その適用を受ける最初の年分の確定申告書に、その建築物が特定再開発建築物等に該当するものであること等を証する書類を併せて添付してください（措令7の2⑩、措規6の2⑧参照）。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（建物）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を書きます。</p> <p>(2) 「⑦」欄には、その建築物等の一部を自家用又は貸家の用に供している場合は、事業の用に供している部分の取得価額を見積もって書きます。</p> <p>(3) 「⑧」欄には、その年分の普通償却費の額を書きます。この場合、定率法を採用している者で前年からの割増償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算した上書きます。</p> <p>(4) 「④」欄には、事業の用に供している月数のうち、割増償却の対象となる期間の月数を書きます。</p> <p>(5) 「⑩」欄には、その資産の種類及び事業の用に供した時期の別に応じた所定の割増償却率を書きます。</p> <p>(6) 「⑫」欄には、割増償却可能額（「⑩」欄の金額）の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため、翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を書きます。</p> <p>（注） 「⑫」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第14条の2、第15条、旧措法第14条第2項、平成13年改正措法附則第8条第11項</p>	<p style="text-align: center;">特定再開発建築物 施設建築物 特定備蓄施設等の割増償却に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第14条第2項に規定する特定再開発建築物の割増償却、昭和60年改正前の同法第14条第2項に規定する施設建築物の割増償却及び同法第15条に規定する特定備蓄施設等の割増償却の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、これらの割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、租税特別措置法第14条第2項の規定の適用を受ける場合には、その適用を受ける最初の年分の確定申告書に、その建築物が特定再開発建築物に該当するものであること等を証する書類を併せて添付してください（措令7⑩、措規6⑩参照）。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（建物）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を書きます。</p> <p>(2) 「⑦」欄には、その建築物等の一部を自家用又は貸家の用に供している場合は、事業の用に供している部分の取得価額を見積もって書きます。</p> <p>(3) 「⑧」欄には、その年分の普通償却費の額を書きます。この場合、定率法を採用している者で前年からの割増償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算した上書きます。</p> <p>(4) 「④」欄には、事業の用に供している月数のうち、割増償却の対象となる期間の月数を書きます。</p> <p>(5) 「⑩」欄には、その資産の種類及び事業の用に供した時期の別に応じた所定の割増償却率を書きます。</p> <p>(6) 「⑫」欄には、割増償却可能額（「⑩」欄の金額）の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため、翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を書きます。</p> <p>（注） 「⑫」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第14条第2項、第15条、60年改正措法附則第8条第15項、62年改正措法附則第3条第8項、63年改正措法附則第5条第7項</p>